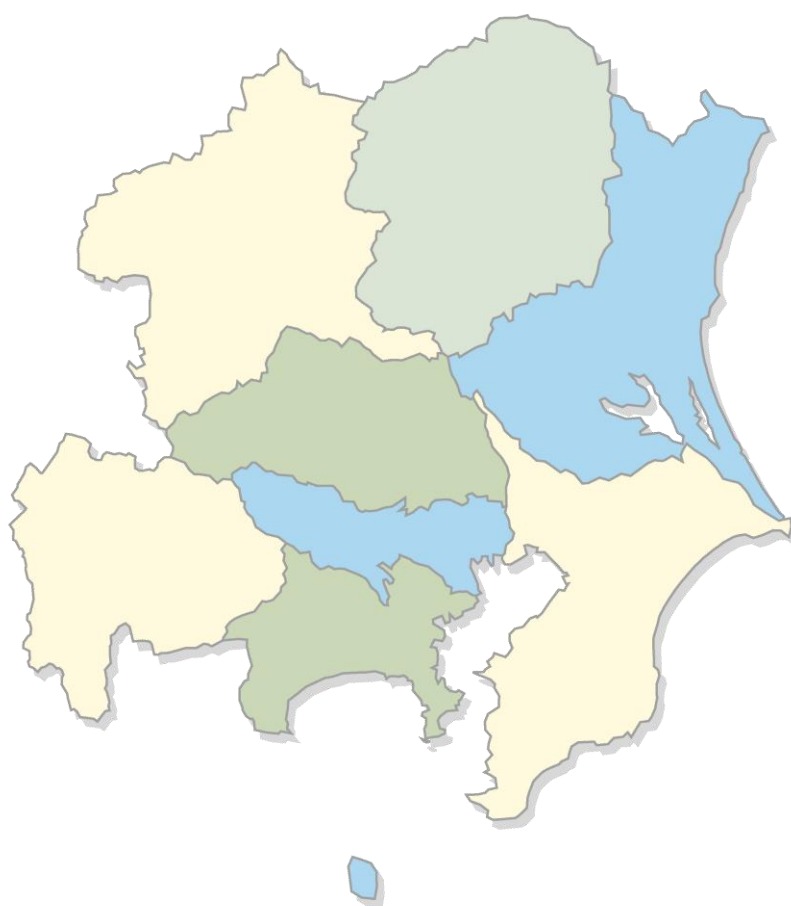


社団法人日本青年会議所 関東地区協議会

「KADS ネット」

災害支援ネットワーク規定・マニュアル



(社) 日本青年会議所 関東地区協議会

目次

●目次	1
●社団法人 日本青年会議所 関東地区協議会災害支援ネットワーク規定	2
●災害支援ネットワークマニュアル	5
はじめに	6
1. KADSネット	
概要	6
2. 災害発生～KADSネット発動までの流れ	
設立要請～発動	7
3. KADSネット災害発生時の組織について	
1) 関東地区協議会KADSネット災害時組織図	8
2) 本部立ち上げ及びその活動	9
参考資料：能登半島地震のボランティアセンター組織図	10
4. 被災地の情報収集から支援実施までの流れ	
1) 支援情報本部・現地対策本部編	11
2) 支援希望者・支援希望LOM編	11
5. 解散	12
6. システムの引継ぎ	12
7. おわりに	12
●災害豆知識	13
1) 情報手段	14
2) 輸送手段	15
3) ボランティアとして被災地へ向かう場合の確認と準備	15

※災害時は状況を判断して、ご自分のお立場に該当する部分からお役立てください。

■ご自分のLOMのある地域での災害に支援を要請する場合・・・被災LOMの皆様	
設立要請～発動	6
関東地区協議会KADSネット災害時組織図	7
■ご自分のブロックの地域で災害が発生した場合・・・被災ブロックの皆様 (被災地域を抱えたブロック会長および役員の皆様)	
関東地区協議会KADSネット災害時組織図	8
本部立ち上げ及びその活動	9
支援情報本部・現地対策本部編	11
■関東地区協議会内で災害が発生した場合・・・関東地区協議会役員、事務局、担当委員会の皆様	
設立要請～発動	6
関東地区協議会KADSネット災害時組織図	8
本部立ち上げ及びその活動	9
支援情報本部・現地対策本部編	11
■発生した災害に支援を希望する方・・・支援希望者、支援希望LOMの皆様	
支援情報本部・現地対策本部編	11
支援希望者・支援希望LOM編	11

社団法人 日本青年会議所 関東地区協議会

災害支援ネットワーク規定

第1条 (名称)

本組織は、社団法人日本青年会議所関東地区協議会災害支援ネットワーク (Kanto Area Disaster Support Network) (以下、^ケ_ー^スKADSネット)と称する。

第2条 (目的)

本規定は、日常における危機管理の啓発と災害発生時等における相互支援の円滑化を推進する事を目的とする。

第3条 (構成)

KADSネットは、関東地区協議会役員と地区内会員会議所をもって構成する。

第4条 (役員を選任)

1. 関東地区協議会会長はKADSネット会長に就任する。
2. KADSネット会長の任命により、関東地区協議会内ブロック会長及び会務系副会長はKADSネット副会長に就任する。
3. KADSネット役員^の就任については、関東地区協議会会員会議所会議にて報告をしなければならない。

第5条 (役員^の任期)

役員^の任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第6条 (事務局)

1. KADSネット事務局は、関東地区協議会事務局内に置く。また関東地区協議会事務局長と同事務局員はそれぞれKADSネット事務局長と同事務局員を兼任する。KADSネット担当委員会^が存する場合には、連携して職務にあたるものとする。
2. 関東地区協議会事務局が役割を遂行することが困難な場合には、KADSネット会長と協議の上、適切な場所に事務局を設ける。

第7条 (KADSネット^の発動)

1. 災害等が発生したとき、KADSネット会長は被災ブロック会長とKADSネット担当副会長と協議の上、必要と認めた場合、KADSネットを発動し、本部を設立する。
2. 1項と同時に、被災ブロック会長は現地対策本部を、KADSネット担当副会長は情報支援本部をそれぞれ設立する。
3. KADSネット会長が1項を遂行することが困難な場合、KADSネット担当副会長が代行してこれを行う。
4. 本部は西暦表示と具体的な命名をもち称する。
5. KADSネットが発動され、本部が設立された後、その旨を関東地区協議会役員会議にて報告をしなければならない。

第8条 (本部役員の選任)

1. KADSネット会長は原則として本部長に就任する。
2. 本部長は、KADSネット副会長より副本部長、支援情報本部長、現地対策本部長を任命する。
3. 本部長は必要に応じて、他の本部役員を任命することが出来る。
4. 第7条3項でKADSネット会長を代行したKADSネット副会長は暫定の本部長となるが、その任期はKADSネット会長が本部長への就任が可能になるまで、若しくは、目的達成と判断された場合、または解散するまでとする。

第9条 (本部役員の職務)

1. 本部長は、本部を統括し社団法人 日本青年会議所との連携を取る。
2. 副本部長は、本部長を補佐する。
3. 現地対策本部長は、現地対策本部を統括し、被災地と現地対策本部の調整をはかり支援情報本部に報告する。
4. 支援情報本部長は、支援情報本部を統括し、本部と現地対策本部との情報の受発信を行い支援情報の管理を行う。
5. 本部役員は災害支援ネットワークマニュアルに準じて活動を行うものとする。

第10条 (解散)

本部長は本部役員と協議の上、目的達成と判断された場合、または解散を必要とする場合、関東地区協議会役員会議の承認を得て本部を解散することができる。但し、被災状況により本部の継続が必要とされる場合、第5条の役員の任期にかかわらず継続して本部を設置することが出来る。

第11条 (継続)

KADSネットは社団法人 日本青年会議所 関東地区協議会が存在する限り、継続して行うものとする。

第12条 (改訂)

本規定は、社団法人 日本青年会議所 関東地区協議会の規定に基づき関東地区協議会会員会議所会議の審議承認により、改訂することが出来る。

(附則) 2001年 7月 7日施行

2004年11月20日改訂

2005年11月20日改訂

2008年11月16日改訂

災害支援ネットワーク マニュアル

※ご注意

このマニュアルは、関東地区協議会災害支援ネットワーク規定に基づき、災害時のKADSネットの動きを具体的に記したものです。

災害時にすぐご活用いただくことを考え、まずお読みいただきたいお立場の方をページ上に記載してございます。ご活用の際に、ご参考にさせていただければ幸いと存じます。

■はじめに

平成7年1月17日未明、大都市における直下型大地震として想像を絶する大惨事となった阪神淡路大震災では、マグニチュード7.2の地震が発生し6千人あまりが亡くなられ、約31万人が避難所での生活を余儀なくされました。

現在、関東近隣地域では、駿河湾から遠州灘を震源とする東海地震、神奈川県西部を震源とする神奈川県西部地震、埼玉県の半分以上に災害が想定される綾瀬川断層地震、山梨県に位置する富士山の噴火等の自然災害が予想されます。もしも、災害が発生した場合、その規模や種類により様々な被害が想定されます。また、近年都市部や山間部での局地的豪雨やゲリラ豪雨と呼ばれる水害も無視できないものがあります。

関東地区協議会では、2001年に災害発生時の相互支援を円滑に運営することを目的とした『関東地区協議会災害支援ネットワーク（KADSネット）』を想定しました。万一災害が発生した時、何をすべきか、何が出来るか、その時々により判断し対応する事が要求される事は当然の事です。勿論、誰も災害が発生しない事を望んでいます。しかし、いつ何がどこで起こるのか判らない万一に備え準備を重ねても、万全を見出す事は不可能ではありますが、何も備えず静観する事は、不備が不備を更に大きくする事となります。英知を尽くし情熱の心を絶やす事無く、継続し万事に至った時、勇気有る行動を一早く的確に起こせる様備える事が我々にとっての使命です。

そこで2004年、災害発生時に備えた体制を図る必要があると判断し、その対応についてより具体的な行動の円滑化を図るべく前記のネットワーク「KADSネット」を具体化した「KADSマニュアル」を作成する運びとなりました。

これにより、青年会議所メンバーとしての心構えと対応を十分に把握することが出来、万一災害が発生した場合でもこのマニュアルに基づいて円滑な対応が出来るようになっていきます。被災LOMや被災ブロックからの多様な依頼や要請、支援者から集まってくる支援情報を、適切かつ効果的に受発信するための手立てについてまとめました。

1. KADSネット

■概要

◎KADSネットは青年会議所のネットワークを最大限に生かし、災害発生当初から活動がはじまり、被災者の生活を守り、支援する活動が主体となります。

◎支援情報本部の設置場所は原則として当該年度の関東地区協議会事務局に設置されます。また、現地対策本部は被災地もしくは近隣地域に設置され、活動の拠点となります。ただし、被災の状況に応じて現地対策本部を移転する場合があります。

◎関東地区協議会内で災害等(※)が発生した場合、関東地区協議会会長と副会長が協議の上、KADSネットが発動され、支援情報本部と現地対策本部が設立されます。

◎支援情報本部の立ち上げ・運営は規定に基づきKADSネット役員、事務局員及び担当委員会が主体となって行います。

◎現地対策本部では、青年会議所メンバーと関係諸団体・災害ボランティアネットワーク等が協力・協働します。

◎現地対策本部は被災地や被災者の現状を支援情報本部に報告し、支援情報本部は多様な依頼や要請と集まってくる支援情報を円滑に調整し支援活動をコーディネートすることが役割です。

※ 災害等：自然災害や人的災害などを表します。その他、地域で解決できない被害もこれに含まれます。

2. 災害発生～KADSネット発動までの流れ

※このページは全ての皆様がお読みください。

■設立要請～発動

①被災LOM理事長は災害支援要請の必要性を検討し、被災ブロック長に災害支援要請を行う。また、必要に応じ関東地区ホームページより直接、KADSネット発動要請を行う事もできる。



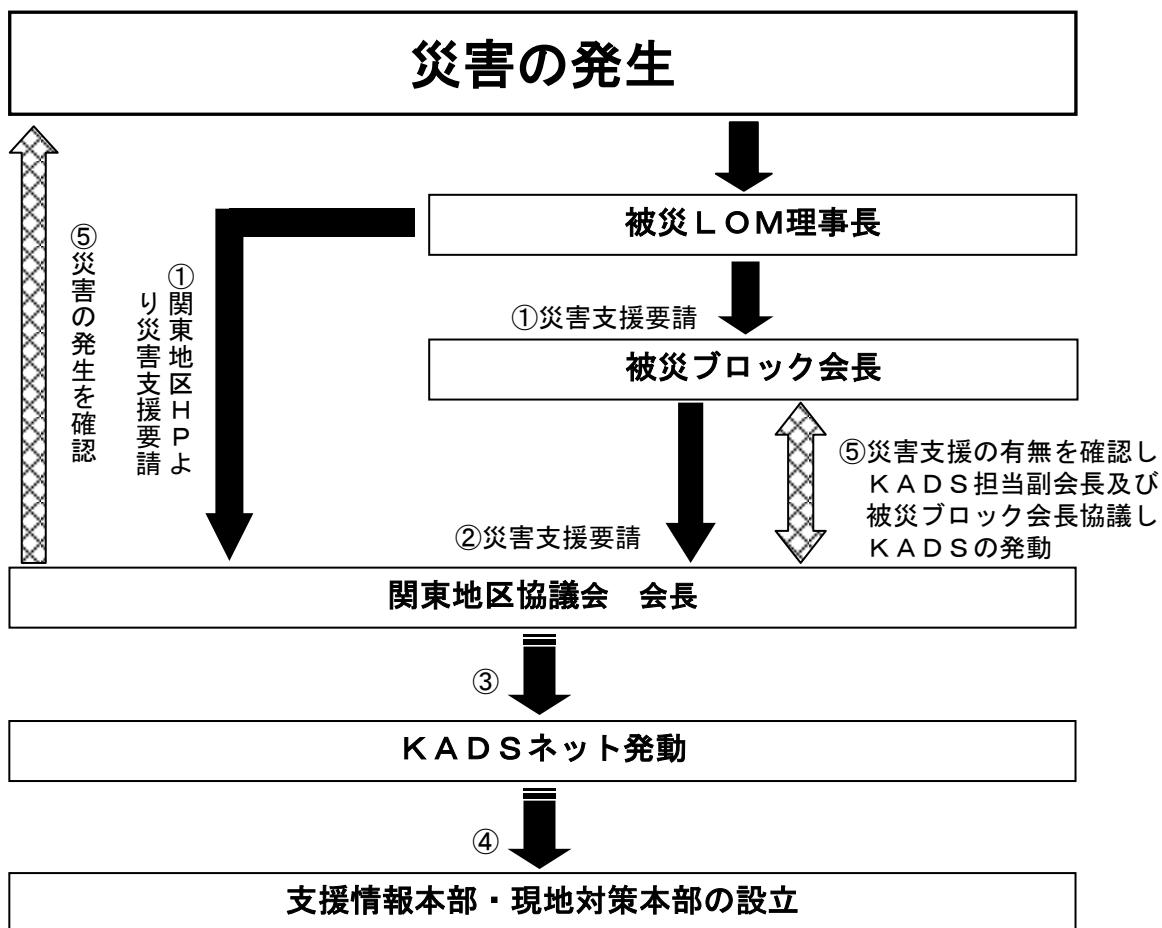
←関東地区協議会KADSネットバナー

②被災ブロック会長は被災LOM理事長の要請を受け、関東地区協議会会長と協議の上、災害支援要請を行う。

③関東地区協議会会長は被災ブロック会長の要請を受けた場合、KADSネットの発動を行う。または、被災LOM理事長から関東地区ホームページを使用し、直接KADSネット発動要請を受けた場合は、被災ブロック長と協議の上、KADSネットの発動を行う。

④KADSネット発動決定後は、直ちに支援情報本部と現地対策本部の立ち上げを行う。

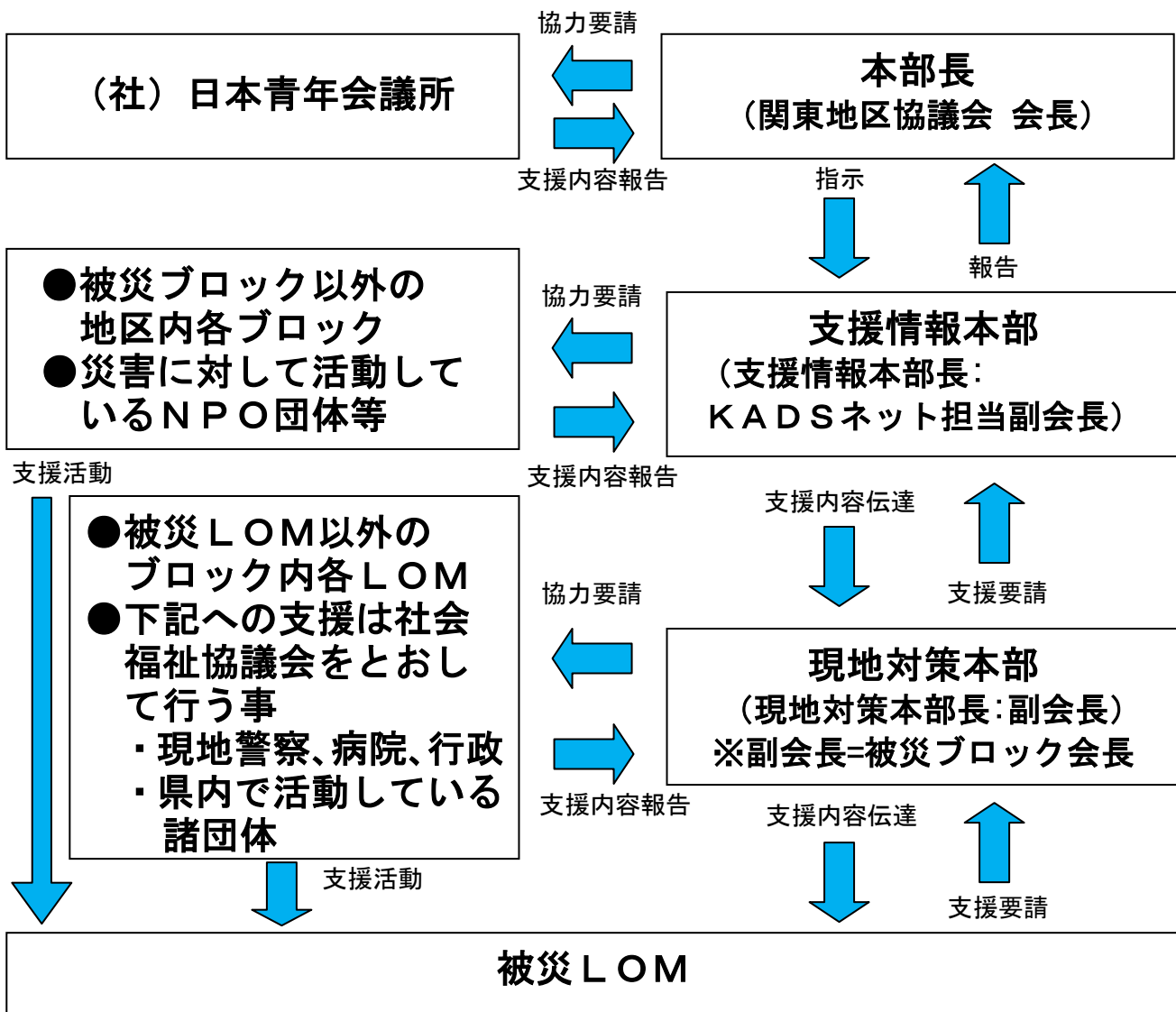
⑤メディアやその他の情報により災害の有無を知りえた場合、関東地区協議会会長が災害支援の必要性を考慮し、ブロック会長に災害支援の有無を確認し、KADSネット担当副会長及び被災ブロック長と協議の上、KADSネットの発動を行う事が出来る。



3. KADSネットワーク災害発生時の組織について

※このページは全ての皆様がお読みください。

1) 関東地区協議会災害時KADSネット組織図



■現地対策本部の主な役割

- 被災LOMからの被災地域、被災者の状況やニーズの情報収集。
- 県内各LOMへの協力要請及び支援内容の把握。
- 社会福祉協会を通じて、警察、病院、行政、諸団体への協力要請及び支援内容の把握。
- 県内関係諸団体との連絡調整及び事務手続き。
- 県内各LOMが行う災害支援活動の把握。

■支援情報本部の主な役割

- 現地対策本部からの被災地域、被災者の現状やニーズの情報収集。
- 関東地区内被災地以外のブロック、災害に対して活動しているNPO等への協力要請及び支援内容の把握。
- 関東地区内関係諸団体との連絡調整及び事務手続き。
- 関東地区内各ブロック、LOMが行う災害支援活動の把握。

2) 本部の立ち上げ及びその活動

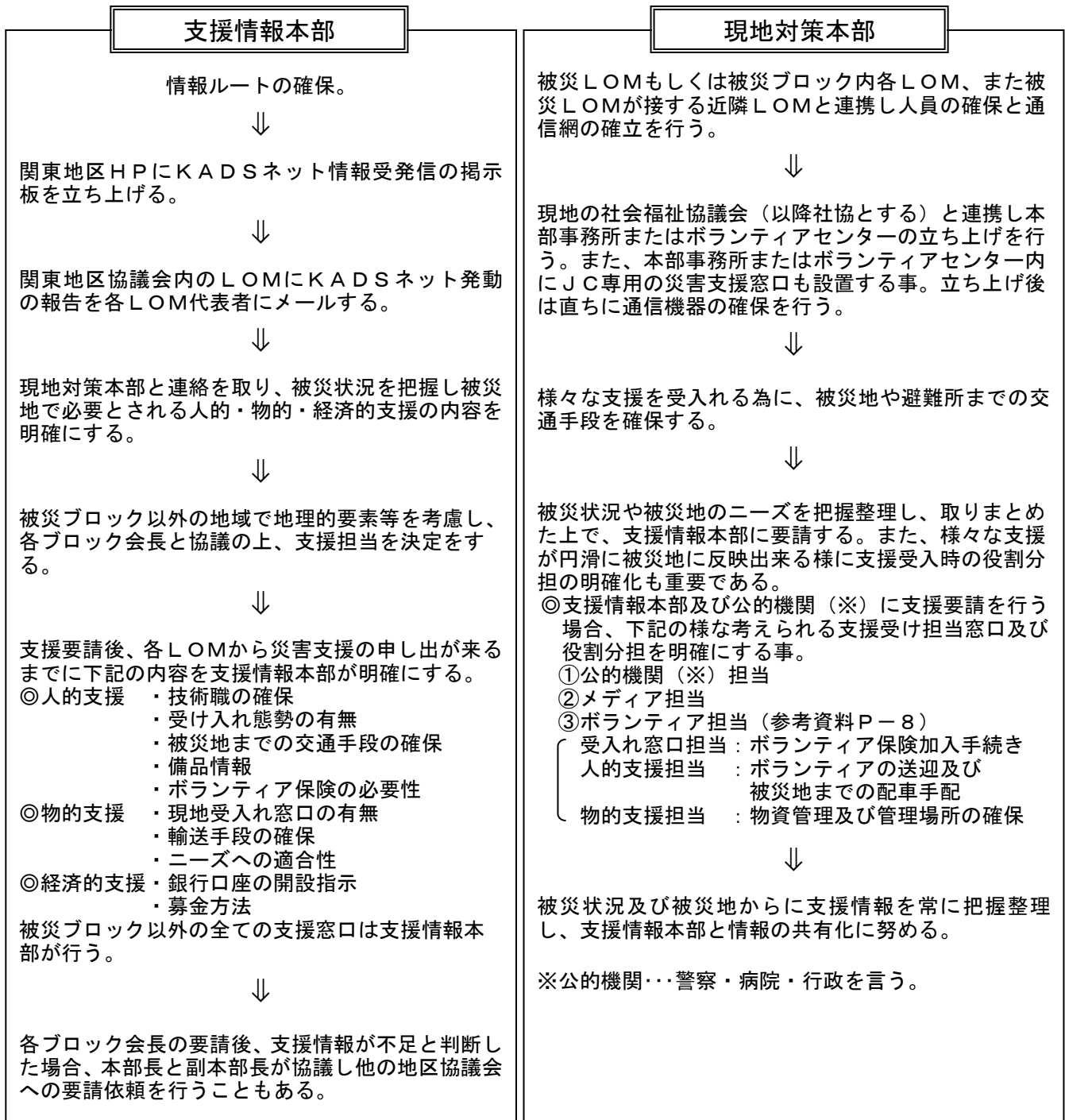
※このページは関東地区協議会役員、ブロック役員の皆様がお読みください。

①本部の立ち上げ

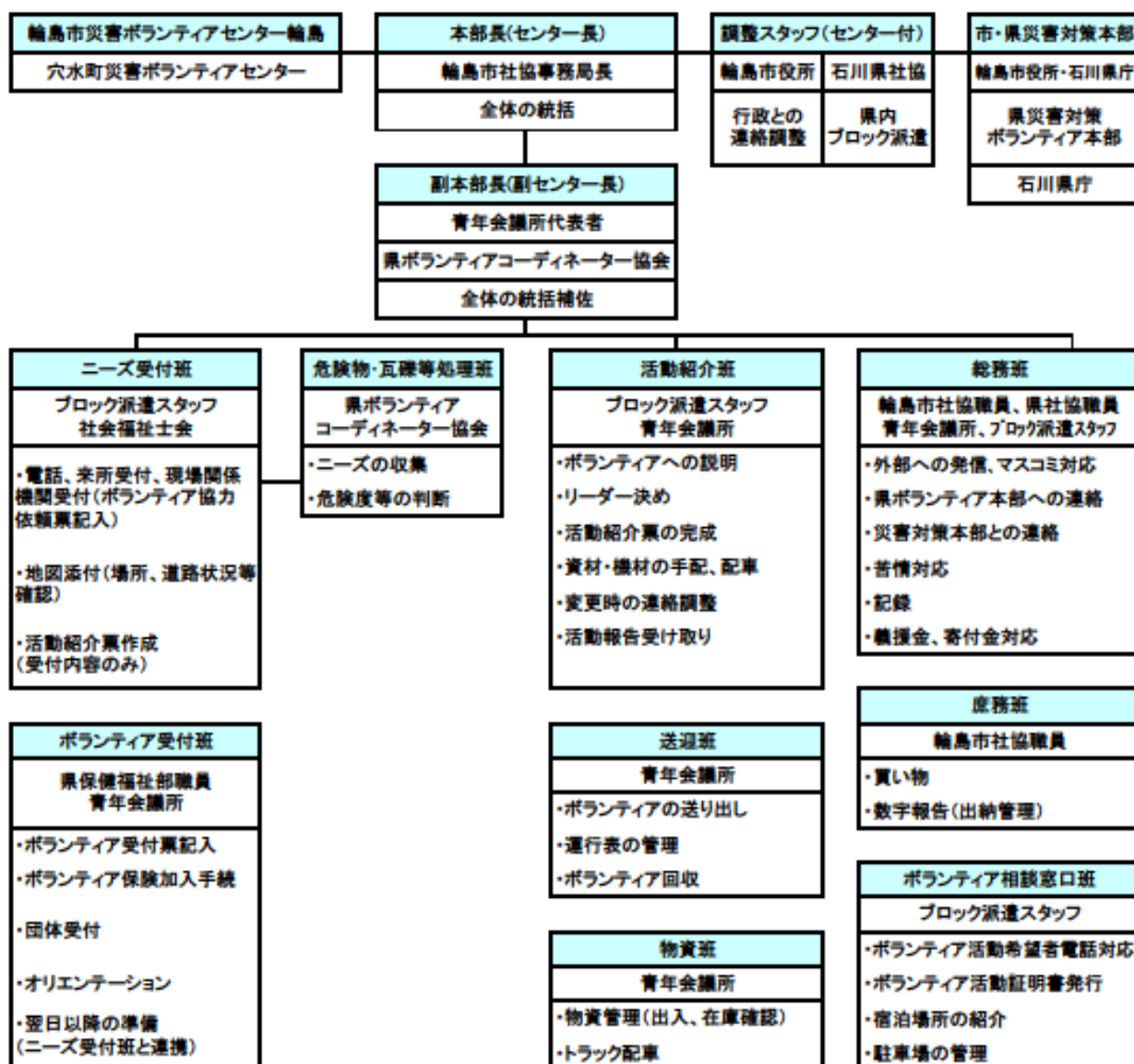
KADSネット発動後、関東地区協議会会長は本部長に就任し、直ちに支援情報本部と現地対策本部を立ち上げる。また、支援情報本部長はKADSネット担当副会長が、現地対策本部長は副会長（被災ブロック会長または近隣ブロック会長）が行う。

※関東地区協議会すべての役員は所属するブロック内にある、すべてのLOMに本部立ち上げを報告し協力体制を確保する。

②各本部の準備事項と活動



参考資料：能登半島地震(2007年)のある日の輪島市災害ボランティアセンター組織図



(資料提供：輪島市社会福祉協議会)

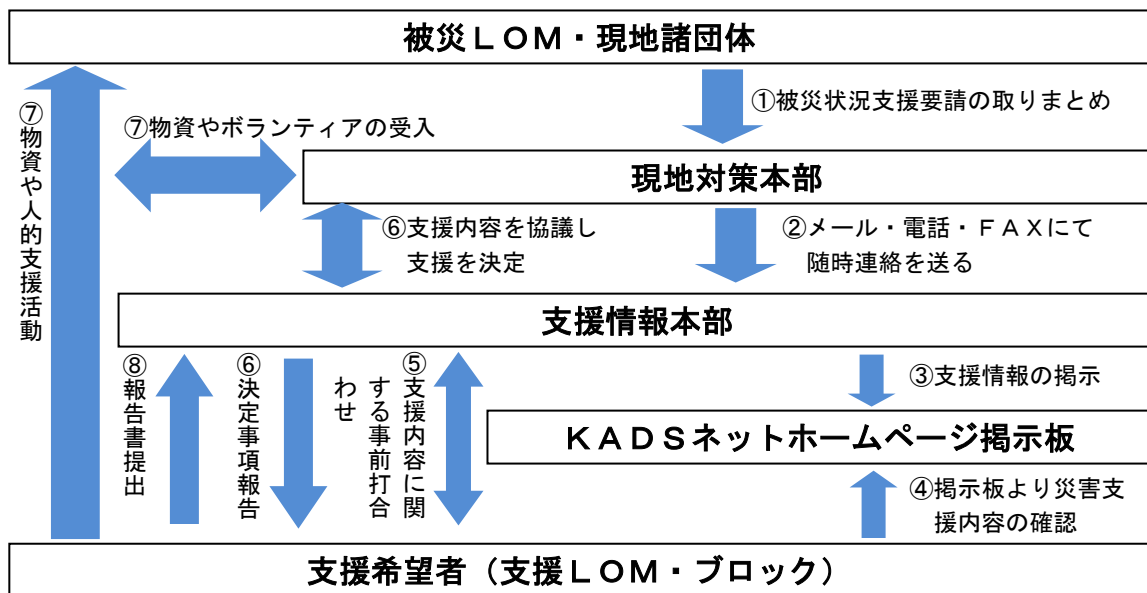
注) 被災地の支援内容は時間の経過とともに変わります。それに伴って、組織図も刻々と変わっていきます。そのため、この組織図も、ある日の組織図となっています。
 災害発生直後から半日～1日ぐらいは、救急・救護活動が主体ですが、その後は次第に生活を守り立て直すことに移っていくので、KADSネットは被災者自身の生活自立に対する支援が重点になります。

4. 被災地の情報収集から支援実施までの流れ

※このページは関東地区協議会役員、ブロック役員、支援希望者、支援希望LOMの皆様がお読みください。

1) 支援情報本部・現地対策本部 編

- ①現地対策本部：被災地の状況や被災地・避難所からの必要となる支援の要請を現地対策本部が取りまとめる。
- ②現地対策本部：支援情報本部にメール・電話・FAXにて随時報告する。
- ③支援情報本部：現地対策本部からの被災地の状況や支援要請を受けて各ブロック会長と協議の上、地理的要素や様々な要素を考慮し担当エリアを決めてKADSネットホームページの掲示板に支援要請情報を掲示する。
- ④支援希望者：KADSネットホームページにて被災地からの要請を確認し、自分たちで出来る支援内容をLOMまたはブロック協議会を通してKADSネットホームページより申し込みを行う。
- ⑤支援情報本部：人的・物的支援を問わず支援方法や支援内容の詳細を支援希望者と打ち合わせする。これは現地での混乱を回避する為に大変重要な打ち合わせとなる。
- ⑥支援情報本部：支援希望者からの支援内容を現地対策本部と協議し支援を決定します。この時に、搬送ルートなどを希望者に知らせる。また、決定した日時や内容に基づき、現地対策本部は支援の受け入れ準備を行う。
- ⑦現地対策本部：支援希望者の受け入れを行い、現地諸団体と共に物資やボランティアの対応を行う。支援希望者は事前に決定した日時や内容に基づき支援活動に入る。
※支援希望者は突然の理由により支援が変更となった場合は必ず事前に現地対策本部まで連絡する。
- ⑧支援希望者：支援希望者は支援活動後、必ず支援情報本部に支援内容の報告を行う。



2) 支援希望者・支援LOM 編

※支援希望者または支援LOMは次の手順により支援を行ってください。

- ①支援情報本部設立後、各LOM代表者にKADSネット発動の報告メールが届きます。
- ②関東地区協議会のKADSネット掲示板を確認し支援を行う意思がある場合は掲示板に書き込みを行います。
 - 書き込み事項
 - ・ブロック及びLOM名
 - ・担当者名、連絡先
 - ・支援可能な事項（技術者の有無等）
 - ・支援実施予定日時
- ③支援情報本部より担当者宛てに支援の内容等について確認の連絡が入ります。
- ④③にて確認した事項について支援情報本部と現地対策本部が協議し、その結果を担当者に報告します。報告内容で問題がなければ、災害支援の最終意思を支援情報本部に伝えて下さい。
- ⑤災害支援実施。
- ⑥支援活動終了後は必ず支援情報本部へ報告をしてください。 報告事項：実施日時、人数、作業内容、気づいた点等

【支援についての注意点】

◎人的支援

- ・現地に入るまでの交通手段の確認。
- ・作業内容によって準じた服装。
- ・持ち込み機材及び食材等の管理。特に食材を持ち込む場合は、衛生管理と共に使用した食材の持ち帰りを徹底してお願いします。
- ※機材の紛失、盗難等の責任は一切負いませんので、各自で管理して下さい。
- ・現地到着後、必ず現地対策本部に登録をお願い致します。同時にボランティア保険の加入もお願いします。
- ・現地作業終了は、必ず現地対策本部への報告を行ってください。

◎物的支援

- ・食材（消費、賞味期限のある物）等の支援はできません。食べ物等の支援をおこなう場合は、炊き出しとして現地にて作業を行ってください。
- ・物資搬入先の確認。
- ・物資の内容と数量を必ず明記してください。

5. 解散

- ・規定に基づき目的が達成と判断された場合、KADSネットを解散します。ただし、災害発生が年度の終盤で、年をまたいで復旧しなくてはいけない場合は、KADSネットは継続して設置することが出来ます。

6. システムの引継ぎ

- ・年度切替えにおける引継ぎについては、当該年度委員長（議長）と次年度委員長（議長）がシステムの引継ぎを行います。システム上の引継ぎはホームページ管理者同士のシステム全体の引継ぎを行い、①KADSネット設立要請の受付アドレス、②申請受付アドレス③支援情報受付アドレスの3点を変更しなければなりません。

7. おわりに

青年会議所は『明るい豊かなまちづくり』を目的として活動をしています。もし自分達のまちで災害が発生したら・・・。想像をしてください。私たち若者が率先して動かなければ、被災した人の命を助けることも、その後の復興も遅れることでしょう。多くの若いメンバーが在籍しているLOMとブロック協議会といった強固なネットワークを持つ関東地区だからこそ、災害が発生したときに大きな力となりまちの復興に役立つのです。

そのためには、日頃からメンバー一人ひとりが災害に対する意識を持ち被災をしない準備と心構えをしておくことが大切です。そして、災害が発生したときの必要な危機管理意識を習得し、いざと言う時にいつでも率先して行動できる個人や、LOMやブロックが増えて、関東地区という大きなフィールドの中で命を救うネットワークが機能したとき、被災時としての明るい豊かなまちづくりが実践出来るのだと思います。

今回作成したKADSマニュアルは、有事における的確な情報の受発信を主体として、関東地区協議会にしか出来ない事として提案致しました。これからの関東地区協議会は8ブロック協議会のネットワークの構築を図ることによって、そのスケールメリットが最大限に生かされながら、一人ひとりの力を結んでより大きな力に具現化し、社会のために行使するものです。事の必要性と継続性を皆様にご理解頂けるよう切にお願いしてまとめと致します。

激震の恐怖にさらされ、家屋が倒壊し、火の手が迫り、水や電気、ガスが途絶えた中では、あなたのまわりの人々と運命を共にすることになる。

そのときから、あなたは、より弱い人々を救出したり、消火活動に奔走したり、水くみや炊き出しの重要な要員になる。

もし、あなたやあなたの家族が怪我をして動けなくなったら、今度は隣近所の人々の力を借りなくてはならなくなる。

『誰が救助にあたったか』と言う神戸市消防局のアンケートでは、『近所の人』の60.5%に対し『救助隊』は24%だった。学校・地域・職場・親戚・・・人の絆があなたを救い、人のネットワークがあなたを求めている。

（阪神大震災 語り継ぎたい命の尊さ より）

災害支援ネットワーク
災害に対する豆知識

災害に対する豆知識

1) 情報手段

①災害用伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されます。

●NTT東日本・・・「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行ってください。

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/index.html> (2008年現在)

【災害用伝言ダイヤル(171)の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操 作 手 順	録 音	再 生	
① 171をダイヤル	171		
② 録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。		
	(暗証番号なし) 1 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	(暗証番号あり) 3 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	(暗証番号なし) 2 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX
③ 被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。		
	0XXXX XXXX XXXX		
伝言ダイヤルセンターに接続します。			
④ メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXX(暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤルの方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。		
	ダイヤル式電話機の場合 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)	プッシュ式電話機の場合 1#	ダイヤル式電話機の場合 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。 [ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を録音する時は、数字の8の後シャープを押して下さい。
	伝言の録音		伝言の再生
(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9# [ガイダンス] 伝言を録返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。 [ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)	
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	
⑤ 終了	自動で終話します。		

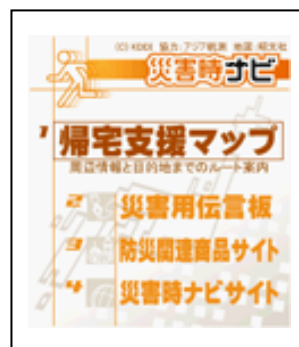
覚えてください、災害時の声の伝言板 **災害用伝言ダイヤル(171)**

●携帯電話の場合は各社共にトップ画面より災害時伝言サービスもしくは、伝言板等のサービスがあります。

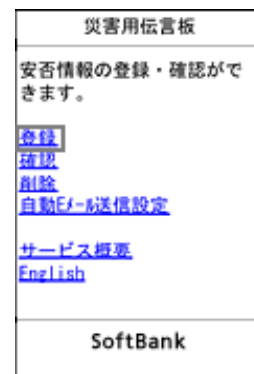
例) NTTドコモ
iモード災害用伝言板サービス



au
災害時ナビ



ソフトバンク
災害用伝言板



2) 輸送手段

■緊急・救援輸送

物流は、電気、ガス、水道などと同じくライフラインの一つであり、物流の中心的役割を担うトラック輸送は社会的にも重要な役割を果たしています。

トラック運送業界では、自然災害などの緊急時には国や地方自治体と連携し、緊急・救援輸送を優先かつ迅速に行っています。平成7年1月に起きた阪神・淡路大震災に際しては、震災発生直後から業界をあげて緊急・救援物資輸送にあたり、延べ4万台のトラックが出動しました。この大震災の教訓を生かし、緊急・救援輸送体制の見直しと、緊急時に対応可能な情報通信手段の整備に関する委員会を設け、有事の際の体制整備を図るとともに、衛星携帯電話の導入など情報通信手段の整備を図っています。全国の都道府県トラック協会では、それぞれの自治体と災害対策基本法に基づいて災害時における緊急輸送などの協定を結び、万全を期しています。

3) ボランティアとして被災地へ向かう場合の確認と準備

①まずあなたの家族、自宅、お住まいの地域は大丈夫か確認を不安がなくなってから出かけてください。

②正しい被災情報を視て、聴いて判断し、状況判断をしてから準備をしてください。

・ラジオ・FM・テレビなどの放送

ラジオ NHK第1 594 KHZ	NHK第2 693 KHZ	ラジオ日本 1422 KHZ
NHK FM東京 82.5 MHz	NHK FM横浜 81.9 MHz	FMナックファイブ79.5MHz (埼玉)
FM群馬 86.3 MHz	FM水戸コミュニティー放送76.2MHz	
FM栃木 76.4MHz	FM市川FM放送 83.0MHz	FM甲府 76.3MHz

③ 防災ボランティアの受け入れを行なっているか否かの確認は関東地区協議会ホームページをご確認ください。

④最も確実な交通手段で出かける事が重要です。事前調査の上、お出かけ下さい。

⑤用意しておきたい服装と持ち物について

●健康保険証の写し、バンダナ、ID(身分証明)カード等

●服装 ・動きやすく、よごれてもよいもの(スカートは避ける)

・底の厚い頑丈な靴(クギなどを踏む場合があるため)

・着替えの用意(活動が長期になる場合や着替え等を考えて)

・バックを持っていく場合は、両手が使えるようにウエストポーチやリュックサック等にしましょう。

⑥持ち物の確認をしましょう(次のリストを参考にして準備を)

・軍手、ゴム手袋 ・雨具(カッパ) ・マスク ・非常用食料 ・飲料水 ・筆記用具 ・ノート ・お金 ・ゴミ袋
・ナイフ・フォーク・スプーン ・缶切り ・紙皿 ・紙コップ ・三角巾 ・常備薬 ・携帯ラジオ ・ホイッスル
・タオル ・洗面具 ・帽子 ・ウエットティッシュ ・ろうそく ・ライター ・寝袋 ・テレホンカード ・乾電池
・懐中電灯 ・ロープ ・ヘルメット等

⑦予想される仕事はこんなこと

・物資の仕分け ・物資の運搬 ・炊き出し ・水の運搬 ・洗濯 ・部屋の片付け

・入浴手伝い ・介助、介護 ・保育補助 ・引越手伝い ・配食 ・買物代行

・話し相手 ・防災ボランティアセンターの作業など

⑧現地に付きましたら、必ず現地対策本部もしくはボランティアセンターで「ボランティア保険」に加入しましょう。

社団法人 日本青年会議所 関東地区協議会
「KADSネット」災害支援ネットワーク規定・マニュアル

2001年 7月 7日施行

2008年11月16日改訂・発行

編集：2008年度 社団法人 日本青年会議所 関東地区協議会 情報戦略委員会